

入 札 説 明 書

苫小牧法務総合庁舎整備等事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は、平成16年1月22日に公表した「苫小牧法務総合庁舎整備等事業実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問又は意見等及び回答（以下「実施方針等」という。）を反映したものであり、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合には、本入札説明書の規定内容が優先する。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うこと。

1 公告日 平成16年6月4日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 山中 憲治
北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

3 事業概要

事業名 苫小牧法務総合庁舎整備等事業

対象公共施設及び入居予定官署

ア 対象公共施設

庁舎（「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年法律第181号）第2条第2項に定める庁舎）

イ 入居予定官署

(ア) 札幌地方検察庁苫小牧支部

(イ) 札幌法務局苫小牧支局

事業場所 北海道苫小牧市旭町3丁目5番5

事業内容 苫小牧法務総合庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者となった者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、当該SPCが、落札者となった者の提案に基づき、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により、苫小牧法務総合庁舎の設計・建設等を行い、当該施設の完成・引渡後にその維持管理に関する業務を行う。

以下に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、別添「苫小牧法務総合庁舎整備等事業に関する事業契約書(案)」（以下「事業契約書」という。）（資料-1）及び「苫小牧法務総合庁舎整備等事業 業務要求水準書」（資料-2）を参照のこと。

ア 苫小牧法務総合庁舎の設計、建設、工事監理及び維持管理に関する業務の内容

本事業に関する業務の概要は以下のとおりとし、民間収益施設等の運営は行わな

いものとする。

(ア) 設計、建設及び工事監理等

S P Cは、苫小牧法務総合庁舎（外構を含む。）の設計、建設及び工事監理並びにこれらを実施する上で必要な建設確認申請等の行政手続き及び電波障害対策を行う。

(イ) 維持管理

S P Cは完成・引渡後の苫小牧法務総合庁舎において、以下の業務を行う。

建築物点検保守・修繕業務（植栽管理等を含む。）

建築設備運転監視業務

清掃業務（一般廃棄物の収集・集積、害虫駆除等を含む。）

除雪業務

警備業務

提供される業務の要求水準

「苫小牧法務総合庁舎整備等事業 業務要求水準書」によるものとする。

事業期間等

ア 事業期間 事業契約締結日から平成31年3月31日まで。

イ 今後のスケジュールは以下のとおりである。

平成16年6月4日	入札公告
平成16年6月4日～平成16年6月25日	本入札説明書に関する質問受付期間
平成16年6月25日～平成16年7月1日	第一次審査資料の受付期間
平成16年7月16日	本入札説明書に関する質問回答公表
なお、入札参加者が審査資料作成にあたり早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答期限以前に回答を公表する。	
平成16年7月20日	第一次審査結果の通知
平成16年7月20日～平成16年7月28日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
平成16年8月3日	入札価格の基準金利設定日
平成16年8月9日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
平成16年8月19日～平成16年8月26日	入札書及び第二次審査資料の受付期間
平成16年10月21日	開札・落札者の決定
開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。	
平成16年10月28日	落札者との基本協定の締結
平成16年10月末	公表
平成16年12月末	S P Cとの事業契約の締結
平成18年10月1日	本施設の引渡期限
平成31年3月31日	P F I事業終了

本事業は、民間資金等の活用による建築物及びその附帯施設の整備等の施設の建設並びに維持管理その他の事業計画（以下「事業計画事項」という。）に関する提案を民間事業者から募集し、民間の技術を積極的に活用することで、価格だけでなく、価

格以外の整備の水準等を考慮することにより民間資金等の活用による建築物及びその
附帯施設の整備等の質を高めるため、本入札説明書において示す事業計画事項に関す
る提案を募集し、入札者から入札価格及び事業計画事項をもって申込みを受け、これ
らを総合的に考慮して落札者を決定する方式（PFI事業に係る総合評価落札方式）
を採用する。

4 競争参加資格

基本的要件

ア 入札参加者は、次のウに掲げる業務を実施する複数の企業により構成されるグル
ープ（以下「応募グループ」という。）であること。また、入札参加者は応募グル
ープを構成する企業の中から応募グループを代表する企業（以下「代表企業」とい
う。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。

イ 代表企業及び代表企業以外の応募グループを構成する企業は、基本協定の締結後
に商法に定める株式会社として設立するSPCに出資を行うこと（代表企業は必ず
SPCに出資を行うものとするが、代表企業以外の応募グループを構成する全ての
企業がSPCに出資する必要はない。）

なお、SPCの株主は次の要件を満たすこと。

(ア) 代表企業及び代表企業以外の応募グループを構成する企業でSPCに出資した
企業（以下「構成員」という。）は、SPCの株主総会における全議決権の2分
の1を超える議決権を保有すること。また、応募グループ以外の株主の議決権保
有割合を出資者中最大にしてはならないこと。

(イ) SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を
保有することとし、北海道開発局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲
渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

ウ 入札参加者は、代表企業、構成員及び協力会社（構成員以外の者で、事業開始後、
SPCから直接次の業務を受託又は請負うことを予定している者をいう。以下同
じ。）のそれぞれが、次のいずれの業務に携わるかを明らかにすること。

(ア) 設計業務 本施設の設計業務

(イ) 工事監理業務 本施設の工事監理業務

(ウ) 建設業務 本施設の建設業務

(エ) 維持管理業務 本施設の建築物点検保守・修繕業務、建築設備運転・監視業務、
清掃等業務、除雪業務及び警備業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち1者が、上記の複数の業務を兼ねて
実施することは妨げないが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関
連のある者が工事監理業務と建設業務を兼ねることはできない（「資本面において
関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、
又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面にお
いて関連ある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以
下同じ。）また各業務は、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは、
差し支えない。

エ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、北海道開発局はその事情を検討のうえ、可否の決定をする。

代表企業、構成員及び協力会社に共通の参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている者で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 本事業に係る業務に対応した北海道開発局における一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の開始の申立てがなされている者（上記イの再決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局長から北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

ただし、指名停止措置要領別表第1の措置要件に該当する指名停止措置であり、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。

オ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。

カ 北海道開発局が本事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託したコンサルタント業務契約及びアドバイザー業務契約を締結した企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、本事業に関する業務契約を締結した企業は以下の通りである。

- ・みずほ総合研究所株式会社（協力事務所として三井安田法律事務所）
- ・株式会社石本建築設計事務所

（協力会社として株式会社ファインコラボレート研究所）

キ 本入札説明書に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

代表企業及び構成員に共通の参加資格要件

経常建設共同企業体は代表企業又は構成員として参加することはできない。

設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

ア 北海道開発局における業種区分「建築関係コンサルタント」に係る一般競争参加

資格の決定を受けていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの設計企業においてもア及びイを満たしている者であること。設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は下記による。

なお、入札参加者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門分野を追加することは差し支えないが、その場合、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確しておくこと。

(ア) 建築 「建築士法第25条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定める件」（昭和54年建設省告示1206号）における別表第2 1設計（以下「別表」という。）及び

(イ) 構造 別表 及び

(ウ) 電気設備 別表 及び ただし、別表 のエレベーター等の設計は除く。

(エ) 機械設備 別表 から ただし、別表 のエレベーター等の設計を含む。

(オ) 積算 別表 から に関する積算業務。

エ 次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。また、上記ウに示す分担業務分野以外の分野を追加する場合にあっては、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、次のオ、キ及びケの要件を満たしていなければならない。

(ア) 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

(イ) 建築主任担当技術者については、別表 及び の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

(ウ) 構造主任担当技術者については、別表 及び の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

(エ) 電気設備主任担当技術者については、別表 及び の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、別表 のエレベーター等の設計は除く。

(オ) 機械設備主任担当技術者については、別表 及び の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、別表 のエレベーター等の設計を含む。

(カ) 積算主任担当技術者については、別表 から の業務に関する積算業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

オ 管理技術者及び建築主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

カ 管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者については、一級建築士であること。電気設備主任担当技術者は、一級建築士、建築設備士又は技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又

は「建設」とする者)に合格した者)であること。機械設備担当主任技術者は、一級建築士、建築設備士又は技術士(機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者)、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「機械 流体機械」、「機械 暖冷房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とする者)に合格した者)であること。

キ 配置予定技術者が国家公務員の場合は国家公務員法(昭和22年法律第120号)第103条第1項及び第3項の規定を、地方公務員の場合は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規定を満足していること。

ク 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び各主任技術担当者を配置できること。

(ア) 平成6年4月1日以降に、次の(工)に示す業務(施設の建設工事の完成・引渡し完了したものであって、基本設計及び実施設計(積算の主任担当技術者は積算業務。)に携わった者に限る。)に携わった実績を有する管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者であること。

(イ) 携わった実績については、次の(工)のうち管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあつては(工) aの、電気設備主任担当技術者にあつては(工) bの、機械設備主任担当技術者にあつては(工) cの項目に該当する実績を有する者であること。また、海外の実績についても条件を満たしていれば認める。

(ウ) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、入札参加表明に係る資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

(I) 実績要件

a 管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

建物用途 庁舎、事務所又は類似施設。

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室(いずれも空気調和設備を有する部分に限る。以下「事務室等」という。)の床面積(これに付随する共用部分の床面積を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は事務室等に該当する部分の床面積(これに付随する共用部分の床面積を含む。)が次の ①の要件を満たす施設を指すものとする。

構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

建物規模 延べ面積3,000㎡以上

建築物の階数 地上3階以上

b 電気設備主任担当技術者

建物用途 上記4 ク(工) a に同じ。

建物規模 上記4 ク(工) a に同じ。

建築物の階数 上記4 ク(工) a に同じ。

工事種目 電灯設備、火災報知設備

c 機械設備主任担当技術者

建物用途 上記4 ク(工) a に同じ。

建物規模 上記4 ク(工) a に同じ。

建築物の階数 上記4 ク(工) a に同じ。

工事種目 空気調和設備、排水設備

ケ 管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、原則として変更を認めない。

コ 建築主任担当技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務を除く。特定後未契約のものも含む。）が、原則として4件未満であること。

工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

ア 北海道開発局における業種区分「建築関係コンサルタント」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。

イ 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業もア及びイを満たしている者であること。

エ 次に示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

なお、各監理主任技術者の分担する業務内容は、次に関する業務を総括し、工事監理者を補助する業務とする。

(ア) 工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第2項に規定する業務及び総括に関する業務。

(イ) 建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、別表 及び に関する実施設計図書に基づく工事監理。

(ウ) 電気設備監理主任技術者については、別表 に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、別表 のエレベーター等の設計は除く。

(エ) 機械設備監理主任技術者については、別表 及び に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、別表 のエレベーター等の設計を含む。

オ 工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

カ 工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、平成6年4月1日以降に完成・引渡し完了した次の要件を満たす新営工事の工事監理実績を有することとし、工事監理者の実績については建築基準法第5条の4第2項に規定する工事監理者としての実績であること。

なお、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ないが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務はいずれも認めない。また、入札参加表明に

係る資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

(ア) 工事監理者、建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者については、次のエ(ア)の要件を満たす者とする。さらに工事監理者については、躯体、外装及び内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、排水設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含むこと。また、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については躯体、外装及び内装を含むこと。

(イ) 電気設備監理主任技術者については、次のエ(イ)に示す要件を満たす者とする。また、次のエ(イ) dに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

(ウ) 機械設備監理主任技術者については、次のエ(ウ)に示す要件を満たす者とする。また、次のエ(ウ) dに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）

は、次の要件を満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定められた経営事項審査を受け、経営事項審査の結果を受けていること。

イ 北海道開発局における工事区分「建築」、「電気」又は「管」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。

ウ 次の(ア)から(ウ)までの各工事に携わる建設企業は、北海道開発局における一般競争参加資格の決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、次の点以上であること（上記アの再決定を受けた者にあつては、当該再決定の際に、経営事項評価点数がそれぞれ(ア)から(ウ)に示す点数以上であること。）

(ア) 建築 1,200 点以上

(イ) 電気 1,010 点以上

(ウ) 管 910 点以上

エ 次の(ア)から(ウ)までの各工事に携わる建設企業は、平成6年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した(ア)から(ウ)に掲げる基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が(ア)(イ)又は(ウ)の工事を共同して行う場合にあつては、そのうち1者が当該施工実績を有すること。

(ア) 建築工事

a 建物用途 上記4 ク(エ) a に同じ。

b 構造 上記4 ク(エ) a に同じ。

c 建物規模 上記4 ク(エ) a に同じ。

d 建築物の階数 上記4 ク(エ) a に同じ。

(イ) 電気設備工事

a 建物用途 上記4 ク(エ) b に同じ。

b 構造 上記4 ク(エ) b に同じ。

c 建物規模 上記4 ク(工) b に同じ。

d 工事種目 上記4 ク(工) b に同じ。

ただし、工事種目は電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績でもよいが、それぞれaからcまでの全ての条件を満たす工事とする。

(ウ) 管工事

a 建物用途 上記4 ク(工) c に同じ。

b 構造 上記4 ク(工) c に同じ。

c 建物規模 上記4 ク(工) c に同じ。

d 工事種目 上記4 ク(工) c に同じ。

ただし、工事種目は空気調和設備と排水設備が別々の機械設備工事の実績でもよいが、それぞれaからcまでの全ての条件を満たす工事とする。

オ 次の(ア)から(ウ)までの各工事に携わる建設企業は、それぞれ(ア)から(ウ)までの基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、入札参加表明に係る資料提出時点において、各担当主任技術者又は監理技術者を決定できないことにより複数名の候補をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても各々該当する工事の(ア)から(ウ)までの基準を満たしていなければならない。

なお、複数の建設企業が(ア)、(イ)又は(ウ)の工事を共同して行う場合にあっては、そのうち1者が次の技術者を配置できること。

(ア) 建築工事

a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

b 平成6年4月1日以降に、上記工(ア)の基準を満たす新営工事(建築一式工事を元請として施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。))

c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

(イ) 電気設備工事

a 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者)に合格した者)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

- b 平成6年4月1日以降に、上記工(イ)の基準を満たす新営工事(工事種目についてシステム一式を施工していること。)を元請として施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

(ウ) 管工事

- a 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者)、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「機械 流体機械」、「機械 暖冷房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とする者)に合格した者)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
- b 平成6年4月1日以降に、上記工(ウ)の基準を満たす新営工事(工事種目についてシステム一式を施工していること)を元請として施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

維持管理企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社(以下「維持管理企業」という。)は、平成16・17・18年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」、競争参加地域が「北海道」、等級が「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

5 担当部局

〒060 8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局営繕部営繕管理課 営繕契約専門官 電話011 709 2311(内線5715)

6 競争参加資格等の確認（第一次審査）等

入札参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において、4 ア、4 ア、4 イ又は4 の決定を受けていない企業を含む者も、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合、4 ア及びウからキまでに掲げる要件を満たし、かつ、4 ア、4 ア、4 イ又は4 の決定を受けていない企業は、それぞれ4 イからケまで、4 ウ及びエまで、4 ウからオまで又は4 に掲げる要件を満たしているときは開札の時ににおいて上記企業が4 ア、4 ア、4 イ及び4 に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時ににおいて上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

また、建設業務に携わる建設企業は、次のア又はイに該当する通知書等の写しも提出すること。

ア 経営事項審査を申請した日が、平成16年3月1日以降であるときは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書（様式第25号の12）又は建設業法施行規則第19条の5に規定する経営状況分析の結果通知書（様式第25号の10）及び経営規模等評価の結果通知書（様式第25号の12）。ただし、技術資料提出時ににおいて、経営事項審査の申請を行っている場合は、受理された申請書又は請求書（様式第25号の8、様式第25号の11）。

イ 経営事項審査を申請した日が、平成16年3月1日前であるときは、平成16年3月1日前に施行されていた建設業法第27条の27第1項により申請者に通知された経営事項審査結果通知書。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 提出期間 平成16年6月25日 から平成16年7月1日 まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで

エ 提出場所 上記5に同じ。

オ 提出方法 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出書類は、別添「様式集及び記載要領」（以下「様式集」という。）（資料-8）に従い作成すること。

上記4 ウの同種工事の実績及び4 エの配置予定の技術者の同種工事の経験確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を締結している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設企業にあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。

競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成16年7月20日 に通知する。

競争参加資格確認後は、代表企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

その他

ア 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の入札参加者から提出されたものについては返却する。

エ 提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。

したがって、入札参加者は、別添「様式集」を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

オ 参加表明書等に関する問い合わせ先

〒060 8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局営繕部営繕調査官 電話011 709 2311(内線5731)

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

ア 提出期限 平成16年7月28日 午後5時00分

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

支出負担行為担当官は、説明を求められたときは平成16年8月9日 までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 本入札説明書に対する質問

本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があり、本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、様式集に従い質問書を提出すること。

ア 提出期間 平成16年6月4日 から平成16年6月25日 まで。

イ 提出場所 上記6 オに同じ。

ウ 提出方法 質問書は電子ファイルとし、電子メールで送信するか、当該電子ファイルを保存した3.5インチフロッピーディスクを持参又は郵送（書留郵便に限る。）することにより提出することとし、電送によるものは受け付けない。また、着信は提出者が確認すること。

なお、電子メールで送信する場合は、1メールにつき添付ファイルが2MB以下となるように留意すること。

e-mail eizen-pfi@hkd.mlit.go.jp

の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。また、北海道開発局のホームページにも掲載する。

- ア 期間 平成16年7月16日 から平成16年8月18日 までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで。
- イ 場所 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局営繕部営繕管理課

9 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を次に従い提出すること。

提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による提出は認めない。

提出期間

平成16年8月19日 から平成16年8月26日 までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、郵送の場合の受領期限は、平成16年8月25日 午後5時00分までとする。

提出場所 上記5に同じ。

10 入札方法等

入札方法

ア 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札しなければならない。

イ 入札書は、様式集に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グループ名及び代表企業名）を表記し、公告に示した日時までに提出すること。

ウ 郵送により入札書及び第二次審査資料を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、第二次審査資料は中封筒と入札書を入れた封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封かんして、上記5宛の親展で提出すること。

エ ウの入札書及び第二次審査資料は公告に示した日時までに到着しないものは無効とする。

オ 入札書を提出するにあたり、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

カ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、工と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

キ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

ク 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることはできない。

入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあっては、様式集に定める入札辞退届を上記5に直接持参し、又は郵送（開札の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

公平な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

入札取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「PFI事業費の算定及び支払方法」（資料 5）を参照すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。（本入札における「契約希望金額」とは、消費税相当額（地方消費税相当額を含む。）を含む金額とする。）

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

11 第二次審査資料等

第二次審査資料は、様式集に定めるところに従い作成すること。

第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

第二次審査資料の取扱い・著作権

ア 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表その他、国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査

資料については返却する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、又は商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工管理方法等を使用した結果生じる責任は、入札参加者が負う。

国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

複数の提案を行うことはできない。

第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の変更はできない。

第二次審査資料に関する問い合わせは上記 6 オに同じ。

12 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除する。

契約保証金 免除する。

ただし、SPCは建設工事の履行を確保するため、各事業着手日から施設引渡日までを期間として、苫小牧法務総合庁舎に係る建設工事費、調査設計費及び工事監理費に相当する金額の100分の10以上について、支出負担行為担当官又はSPCを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に寄託すること。

なお、SPCを被保険者とする履行保証保険契約が設計企業、建設企業及び工事監理企業によって締結される場合は、SPCの負担により、その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官のために設定するものとする。

13 開札

日時 平成16年10月21日 午前10時00分

場所 〒060 8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局3階入札執行室

その他 入札者（応募グループの代表企業）又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

委任状を持参しない代理人のした入札

入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札

入札参加表明書その他一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札並びに

北海道開発局特定調達競争契約入札心得及び北海道開発局特定調達契約入札人心得において示した条件に違反した入札

記名押印を欠く入札

金額を訂正した入札

誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について、同一人がなした金額の異なる2通以上の入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

その他入札に関する条件に違反した入札

15 落札者の決定方法

落札者の選定方式

北海道開発局は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（「会計法」（昭和22年法律第35号）第29条の6、予令第91条第2項）により事業者を選定する。

事業者の選定体制

北海道開発局は、事業者の選定にあたり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため、北海道開発局営繕部内に平成15年12月15日付けで設置した「PFI方式による苫小牧法務総合庁舎整備等事業に係る有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）において、入札参加者が提案する事業計画について北海道開発局は有識者等委員会の審査結果を受け、総合評価落札方式により事業者を選定する。

有識者等委員会の委員構成は以下のとおり（50音順）

絵内 正道 北海道大学大学院工学研究科教授

大垣 直明 北海道工業大学環境デザイン学科主任教授

大矢 二郎 北海道東海大学芸術工学部教授

下川 哲央 小樽商科大学大学院商学研究科教授

田中 英隆 株格付投資情報センターS F本部長

宮脇 淳 北海道大学大学院法学研究科教授

なお、本事業に関する質問又は意見を委員に行ってはならない。

落札者の選定方法

北海道開発局は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

ア 第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

北海道開発局は、入札参加希望者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

イ 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により事業者を選定するため、入札参加者が提案した事業計画の内容を評価するものであり、「苫小牧法務総合庁舎整備等事業事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）（資料 3）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

北海道開発局は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、入札参加者が提案した事業計画の評価について有識者等委員会の審査結果を受け、得点を決定する。

なお、資料作成の不備がある提案及び基礎点が得られない評価項目がある提案は、不採用とする。

ウ 開札

北海道開発局は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が提案した事業の内容の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

エ 総合評価

(ア) 入札参加者は入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(イ)によって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札参加者からの事業提案を本入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

a 事業提案が要求水準（必須項目）を全て充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案が全ての要求水準（必須項目）を充足している場合は合格とし、1項目でも充足していない又は記載の無い場合は不合格とする。

なお、合格者については基礎点を付与する。

b 事業提案のうち、北海道開発局が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与する。評価項目は、事業目的を適正かつ確実に実施する事業主体、総合的な行政サービス提供施設の充実、機能的で使いやすい室内空間の実現、高齢者・障害者の利用への配慮、周辺環境に調和した施設、環境負荷の低減、長期耐用性の確保、効率的で質の高い維持管理の8項目とする。

(ウ) (ア)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

オ 入札結果の公表

入札結果は、北海道開発局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表

する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、北海道開発局が選定した事業者と基本協定を締結した後に公表する。

16 基本協定の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、支出負担行為担当官を相手方として、「苫小牧法務総合庁舎整備等事業に関する基本協定書(案)」(以下「基本協定書」という。)(資料4)により、基本協定を締結しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17 SPCの設立等

落札者は、本事業を実施するため、商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社としてSPCを契約締結時までに設立するとともに、落札者たるグループの全構成員(以下「落札者等」という。)は、当該SPCに対して出資するものとする。

なお、落札者等のSPCに対する出資の詳細については、基本協定書を参照のこと。

18 事業契約の締結

契約書作成の要否等 事業契約書により、作成するものとする。

事業契約の締結 事業者は、落札者決定後2か月以内に、支出負担行為担当官を相手方として、事業契約書により事業契約を締結しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

契約金額 契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする。

19 手続における交渉の有無 無。

20 支払条件

「PFI事業費の算定及び支払方法」を参照のこと。

21 建設工事保険等付保の要否

事業契約書を参照のこと。

22 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

23 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03 3581 0384(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

24 関連情報を入手するための照会窓口

上記1から23までに記載されていない事項については、上記6オに同じ。

25 その他

契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

入札参加者は、本入札説明書、北海道開発局特定調達競争契約入札心得及び北海道開発局特定調達契約入札人心得を熟読し、かつ、遵守すること。

入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。

申請書又は資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。

事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。

26 添付書類

苫小牧法務総合庁舎整備等事業に関する事業契約書(案)	(資料 - 1)
苫小牧法務総合庁舎整備等事業 業務要求水準書	(資料 - 2)
苫小牧法務総合庁舎整備等事業 事業者選定基準	(資料 - 3)
苫小牧法務総合庁舎整備等事業に関する基本協定書(案)	(資料 - 4)
P F I 事業費の算定及び支払方法	(資料 - 5)
国有財産無償貸与契約書(案)	(資料 - 6)
業績等の監視及び改善要求措置要領	(資料 - 7)
様式集及び記載要領	(資料 - 8)